

『いじめ防止基本方針』(概要板)

◇はじめに

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺・殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。

また、近年、急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿などいじめは複雑化・潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

そこで、いじめ発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を学校全体として正しく理解するために「いじめ防止基本方針」を作成いたしました。

いじめを理解する

(1) いじめとは

【これまでの定義】

- ① 「自分より弱い者に対して一方的に、
- ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

【新定義】(平成18年度改訂)

- ① 「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、
- ② 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、
- ③ 精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ④ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、
- ⑤ いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

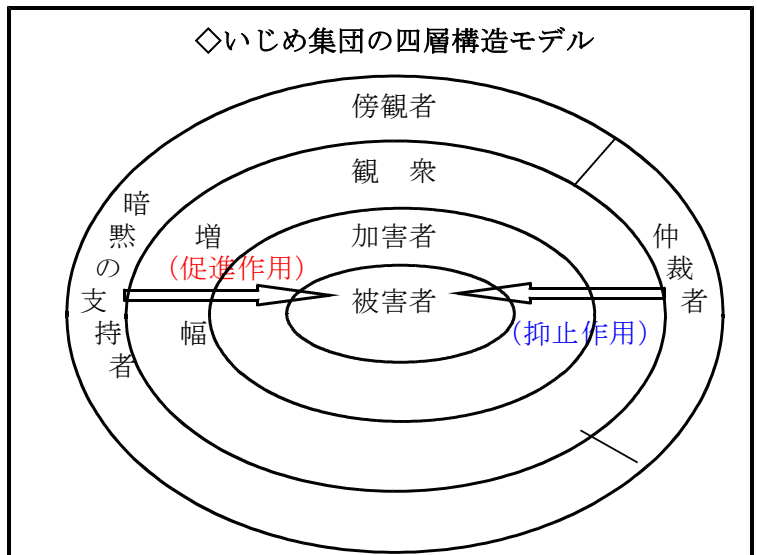
(注 5) けんか等を除く。

【いじめに見られる集団構造】

いじめは、「被害者(いじめを受けている子ども)」と「加害者(いじている子ども)」だけの問題ではない。

周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。

周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。



## 【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ対策組織

いじめ対策の基本

1. 早期発見・早期対応

○いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。

2. 組織的な対応

○いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。

3. 関係機関との連携

○ケースによって、学校だけの指導に固執せず、**保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携**体制のもとで指導・対応にあたること。

被害者への対応

- ・学級担任
- ・関係教諭
- ・養護教諭
- ・SC・SSW

加害者への対応

- ・学級担任
- ・関係教諭
- ・養護教諭
- ・SC・SSW

傍観者・観衆者への対応

- ・学級担任
- ・関係教諭
- ・養護教諭
- ・SC・SSW

保護者への対応

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・養護教諭
- ・SC・SSW

地域・マスコミへの対応

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導主事

継続的な指導・再発防止

学校でのサイン

- ・授業中
- ・休み時間
- ・部活動
- ・いじめアンケート等

状況把握

関係教師が複数で被害・加害生徒から  
周囲の生徒から  
保護者から

事実関係の把握

他生徒教師

訴え

発見

本人

訴え

発見

保護者地域

担任・副担任・部活顧問  
いじめ相談窓口へ教頭等

学年主任

PTA役員

校長・教頭

学校だより

保護者説明会

いじめ対策委員会

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導主事
- ・学年主任
- ・養護教諭
- ・SC・SSW
- ・その他(警察・児相など)

教育委員会

緊急職員会議

家庭訪問

警察福祉関係

家庭でのサイン

- ・朝起きてこない
- ・最近、服が汚れる
- ・お金を持ち出す
- ・表情が暗い
- ・アザやキズがある
- ・部屋に閉じこもる
- ・携帯やメールの着信音に怯える
- ・親しい友達が来ない遊びに行かない 等

「大分県こころの緊急支援活動チーム (CRT)」※ Crisis Response Team  
〈学校の危機に対応するチーム〉 **TEL 097-541-5276 (大分市)**

多くの子どもが心に傷(トラウマ)を負う可能性のある重大な事件  
・事故等が発生した際に発生当日に学校に駆けつける「こころの緊急支援チーム」死亡、重症を負う、戦慄を感じるような事件・事故対応